



福岡県医発第2646号(地)

平成25年2月8日

各医師会長 殿

福岡県医師会

会長 松田 峻一良

(公印省略)

予防接種法施行令の一部を改正する政令の施行等について

標記の件につきまして、厚生労働省健康局長より日本医師会を通して別紙のとおり通知がありましたので、お知らせします。

本改正は、長期にわたり療養を必要とする疾病にかかったこと等によりやむを得ず定期の予防接種の機会を逸した者について、その機会を確保することを目的として実施されるものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、会員各位への周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

予防接種担当理事 松行眞門
会長 蒲池 壽

(地Ⅲ197)

平成25年2月1日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

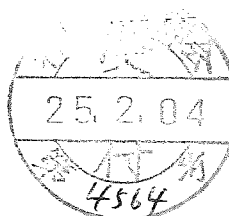
小 森 貴

予防接種法施行令の一部を改正する政令の施行等について

今般、別添のとおり、予防接種法施行令の一部を改正する政令及び予防接種法施行規則の一部を改正する省令が公布され、施行されました。

本改正は、長期にわたり療養を必要とする疾病にかかったこと等によりやむを得ず定期の予防接種の機会を逸した者について、その機会を確保すること等を目的とするものであります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご丁知のうえ、貴会管下郡市区医師会、関係医療機関等に周知方ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。



健発 0 1 3 0 第 4 号

平成 2 5 年 1 月 3 0 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長

予防接種法施行令の一部を改正する政令の施行等について

予防接種法施行令の一部を改正する政令（平成 25 年政令第 18 号）及び予防接種法施行規則の一部を改正する省令（平成 25 年厚生労働省令第 6 号）が本日公布され、同日から施行されるところであるが、その改正の概要等は下記のとおりであり、貴職におかれては、貴管内市町村（保健所を設置する市及び特別区を含む。）及び関係機関等へ周知を図るとともに、その実施に遺漏なきを期されたい。なお、本通知は、地方自治法（平成 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的な助言である。

記

1 予防接種法施行令の一部を改正する政令の概要

長期にわたり療養を必要とする疾病にかかったこと等により定期の予防接種の機会を逸した者について、当該機会を確保すること。

具体的には、予防接種法施行令（昭和 23 年政令第 197 号。以下「令」という。）第 1 条の 2 第 1 項の表の上欄に掲げる疾病（インフルエンザを除く。以下「特定疾病」という。）についてそれぞれ同表の下欄に掲げる定期の予防接種の対象者であった者（当該特定疾病にかかっている者又はかかったことのある者その他厚生労働省令で定める者を除く。）であって、当該定期の予防接種の対象者であった間に、長期にわたり療養を必要とする疾病で厚生労働省令で定めるものにかかったことその他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより当該特定疾病に係る予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 3 条第 1 項に規定する予防接種を受けることができなかったと認められるものについては、当該特別の事情がなくなった日から起算して 2 年を経

過する日までの間（厚生労働省令で定める特定疾病にあっては、厚生労働省令で定める年齢に達するまでの間にある場合に限る。）、当該特定疾病に係る同項の政令で定める者とする。こと。（令第1条の2第3項関係）

2 予防接種法施行規則の一部を改正する省令の概要

- (1) 令第1条の2第3項の厚生労働省令で定める者は、予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号。以下「規則」という。）第2条各号に掲げる者とする。こと。

また、平成24年9月1日から急性灰白髄炎の定期の予防接種に不活化ポリオワクチンが使用されることとなったことに鑑み、規則第2条第5号から急性灰白髄炎を削除する。こと。（規則第2条関係）

- (2) 令第1条の2第3項に規定する厚生労働省令で定める特別の事情は、次のとおりとする。こと。（規則第2条の3及び第2条の4関係）

- ① 令第1条の2第3項に規定する厚生労働省令で定めるもの（次のイからハまでに掲げる疾病）にかかったこと（やむを得ず定期の予防接種を受けることができなかった場合に限る。）

イ 重症複合免疫不全症、無ガンマグロブリン血症その他免疫の機能に支障を生じさせる重篤な疾病

ロ 白血病、再生不良性貧血、重症筋無力症、若年性関節リウマチ、全身性エリテマトーデス、潰瘍性大腸炎、ネフローゼ症候群その他免疫の機能を抑制する治療を必要とする治療を必要とする重篤な疾病

ハ イ又はロの疾病に準ずると認められるもの

(注) 上記に該当する疾病の例は、別表に掲げるとおりである。ただし、これは、別表に掲げる疾病にかかったことのある者又はかかっている者が一律に予防接種不相当者であるということを意味するものではなく、予防接種実施の可否の判断は、あくまで予診を行う医師の診断の下行われるべきものである。

- ② 臓器の移植を受けた後、免疫の機能を抑制する治療を受けたこと（やむを得ず定期の予防接種を受けることができなかった場合に限る。）
- ③ 医学的知見に基づき①又は②に準ずると認められるもの

- (3) 令第1条の2第3項に規定する厚生労働省令で定める特定疾病及び同項に規定する厚生労働省令で定める年齢は、次のとおりとする。こと。（規則第2条の5関係）

- ① ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎及び破傷風については、15歳

(4種混合ワクチンを使用する場合に限る。)

② 結核については、4歳

3 留意事項

本改正は、長期にわたり療養を必要とする疾病にかかったこと等によりやむを得ず定期の予防接種の機会を逸した者について、その機会を確保することを目的として、平成24年に開催された第22回及び第23回厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会における議論を経て実施したものである。(別添参照)

実施主体である市町村長等におかれては、その趣旨に十分留意し、令第1条の2第3項の「特別の事情」があることにより定期の予防接種を受けることができなかったかどうかについては、被接種者が2(2)①の疾病にかかっていたことや、やむを得ず定期の予防接種を受けることができなかったと判断した理由等を記載した医師の診断書や、当該者の接種歴等により総合的に判断されたい。

4 厚生労働省への報告

本改正に係る予防接種を行った市町村長等は、被接種者の接種時の年齢、当該者がかかっていた疾病の名称等特別の事情の内容、接種した予防接種の種類、今後の予防接種の計画、接種回数等を、速やかに厚生労働省健康局結核感染症課まで報告されたい。なお、同一の者に対する2回目以降の接種に係る報告は不要である。(様式任意)

5 施行期日

公布日(平成25年1月30日)

別表

分類	名称
悪性新生物	白血病 悪性リンパ腫 ランゲルハンス（細胞）組織球症(Histiocytosis X) 神経芽細胞腫 ウィルムス(Wilms)腫瘍 肝芽腫 網膜芽細胞腫 骨肉腫 横紋筋肉腫 ユーイング(Ewing)肉腫 末梢性神経外胚葉腫瘍 脳腫瘍
血液・免疫疾患	血球貪食リンパ組織球症 慢性活動性EBウイルス感染症 慢性GVHD (Graft Versus Host disease、移植片対宿主病) 骨髄異形成症候群 再生不良性貧血 自己免疫性溶血性貧血 特発性血小板減少性紫斑病 先天性細胞性免疫不全症 無ガンマグロブリン血症 重症複合免疫不全症 バリアブル・イムノデフィシエンシー(variable immunodeficiency) デイジョージ(DiGeorge)症候群 ウィスコット・アルドリッチ(Wiskott-Aldrich)症候群 後天性免疫不全症候群(AIDS、HIV感染症) 自己炎症性症候群
神経・筋疾患	ウェスト(West)症候群（点頭てんかん） レノックス・ガストウ(Lennox-Gastaut)症候群 重症乳児ミオクロニーてんかん コントロール不良な「てんかん」 Werdnig Hoffmann病 先天性ミオパチー 先天性筋ジストロフィー ミトコンドリア病 ミニコア病 無痛無汗症 リー(Leigh)脳症 レット(Rett)症候群 脊髄小脳変性症 多発性硬化症 重症筋無力症 ギラン・バレー症候群 慢性炎症性脱髄性多発神経炎 ペルオキシソーム病 ライソゾーム病 亜急性硬化性全脳炎(SSPE) 結節性硬化症 神経線維腫症Ⅰ型（レックリングハウゼン病） 神経線維腫症Ⅱ型
慢性消化器疾患	肝硬変 肝内胆管異形成症候群 肝内胆管閉鎖症 原発性硬化性胆管炎 先天性肝線維症

	先天性胆道拡張症（先天性総胆管拡張症） 胆道閉鎖症（先天性胆道閉鎖症） 門脈圧亢進症 潰瘍性大腸炎 クローン病 自己免疫性肝炎 原発性胆汁性肝硬変 劇症肝炎 膵嚢胞線維症 慢性膵炎
慢性腎疾患	ネフローゼ症候群 巣状糸球体硬化症 慢性糸球体腎炎 急速進行性糸球体腎炎 グッドパスチャー(Goodpasture)症候群 バーター(Bartter)症候群
慢性呼吸器疾患	気管支喘息 慢性肺疾患 特発性間質性肺炎
慢性心疾患	期外収縮 心房又は心室の細動 心房又は心室の粗動 洞不全症候群 ロマノ・ワルド(Romano-Ward)症候群 右室低形成症 心室中隔欠損症 心内膜床欠損症（一次口欠損症、共通房室弁口症） 心房中隔欠損症（二次口欠損症、静脈洞欠損症） 単心室症 単心房症 動脈管開存症 肺静脈還流異常症 完全大血管転位症 三尖弁閉鎖症 大血管転位症 大動脈狭窄症 大動脈縮窄症 肺動脈閉鎖症 両大血管右室起始症 特発性肥大型心筋症 特発性拡張型心筋症 小児原発性肺高血圧症 高安病（大動脈炎症候群）
内分泌疾患	異所性副腎皮質刺激ホルモン(ACTH)症候群 下垂体機能低下症 アジソン(Addison)病 クッシング(Cushing)症候群 女性化副腎腫瘍 先天性副腎皮質過形成 男性化副腎腫瘍 副腎形成不全 副腎腺腫
膠原病	シェーグレン(Sjogren)症候群 若年性関節リウマチ スチル(Still)病 ベーチェット病 全身性エリテマトーデス 多発性筋炎・皮膚筋炎 サルコイドーシス

	川崎病
先天性代謝異常	高オルニチン血症－高アンモニア血症－ホモシトルリン尿症 症候群 先天性高乳酸血症 乳糖吸収不全症 ぶどう糖・ガラクトース吸収不全症 ウイルソン(Wilson)病（セルロプラスミン欠乏症） メチルマロン酸血症
アレルギー疾患	食物アレルギー
先天異常	先天奇形症候群 染色体異常

第23回厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会

長期にわたる疾患等のため
定期接種を受けられなかった場合の対応について

平成24年11月14日(水)
厚生労働省健康局結核感染症課

長期にわたる疾患等のため 定期接種を受けられなかった場合の対応について

【これまでの経緯等】

- 第22回予防接種部会（5月23日）において、本議題について御議論いただき、「免疫機能の異常など、長期にわたる重篤な疾患等により定期接種を受けられなかった者が、当該事由が消滅した後速やかに接種するときは、政令の接種対象年齢を超えていても、定期接種として実施できるよう、特例措置の規定を設ける」とする対応の方向性について、了承いただいたところ。
- 一方、特例措置について、個別の事例に対して適用する判断基準を示すべきとの御意見を頂いたところ。
- 上記のような御意見も踏まえ、予防接種法改正により3ワクチン（子宮頸がん予防、ヒブ、小児用肺炎球菌）が定期接種化された場合も想定した上で、特例措置の具体的な適用要件等の案について、次頁以降においてお示しすることとしたいが、どうか。

接種対象年齢の特例措置の具体的な適用要件について(案)

○特例措置が認められる疾患等の範囲について

1. 長期にわたり療養を必要とする疾病

- ・ 免疫機能に異常をきたすもの
 - － 先天性免疫不全症（無ガンマグロブリン血症、先天性胸腺形成不全）
 - － 後天性免疫不全症候群
- ・ 免疫抑制をきたす治療が必要なもの
 - － 血液腫瘍性疾患（白血病、悪性リンパ腫、神経芽細胞腫）
 - － 慢性腎疾患（ネフローゼ症候群、慢性腎炎）
 - － 自己免疫疾患（若年性特発性関節炎、全身性エリテマトーデス）
 - － 炎症性腸疾患（クローン病、潰瘍性大腸炎）
- ・ その他上記疾患と同等に予防接種を受けることが適当でないもの
 - － コントロール不良のてんかん
 - － 重症心不全
 - － 重症呼吸不全 等

2. その他の予防接種を受けることが適当でないと認められる場合

- － 臓器移植 等

○特例措置が適用される要件

- ①接種対象年齢期間において、
- ②上記の疾患による予防接種不適当要因が生じ、接種期間が十分に確保できず、やむを得ないと認められる場合であって、
- ③当該予防接種不適当要因が解消された後、二年*以内に接種した場合は、定期の予防接種として取り扱うこととする（ただし、薬事承認で対象が限定されているものや医学的に限定が必要なものについては、個別に接種年齢の上限を設定）

(*)定期接種として位置付けられている疾病の予防接種を全て行うこととした場合に、十分な期間が確保されていることを念頭に設定（なお、3ワクチンが予防接種法改正により定期接種化された場合も織り込んでいる）

疾病別の対応（案）

X：接種不適當要因解消時点

疾病 (又はワクチン名)	予防接種法施行令に規定している定期の予防接種の 対象者	薬事法に基づく 添付文書上の上限年齢	上限年齢（案）
ジフテリア	1期：生後3月から生後90月未満 2期：11歳以上13歳未満	小児（15歳未満） （4種混合ワクチンの場合）	x+2年 （ただし、4種混合ワクチンを使用する場合は小児（15歳未満））(*1)
破傷風	1期：生後3月から生後90月未満 2期：11歳以上13歳未満		
百日せき	生後3月から生後90月未満		
ポリオ （急性灰白髄炎）	生後3月から生後90月未満		
日本脳炎	1期：生後6月から生後90月未満 2期：9歳以上13歳未満の者	-	x+2年
麻疹	1期：生後12月から生後24月未満 2期：6歳の年度	-	
風疹	1期：生後12月から生後24月未満 2期：6歳の年度	-	
結核	生後6月未満（特別の事情がある場合は1歳未満）	-	x+2年 （ただし、4歳未満）(*2)

子宮頸がん予防ワクチン	小6～高1相当の女子	-	x+2年
ヒブワクチン	生後2月から生後60月未満の者	-	x+2年 （ただし、10歳未満）(*2)
小児用肺炎球菌ワクチン	生後2月から生後60月未満の者	10歳未満	x+2年 （ただし、10歳未満）(*1)

（注）3ワクチンの対象者については、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業のもの。

(*1)薬事承認の規定による設定
(*2)医学的必要性による設定

長期にわたる疾患等のため 定期接種を受けられなかった場合の対応について

【背景】

- 予防接種法に基づく定期接種については、予防接種法施行令(政令)第1条の2において、接種対象の年齢が定められている。
- 一方、予防接種法に基づく定期接種を受けることが適当でない者として、予防接種法第7条及び予防接種法施行規則第2条において、「明らかな発熱を呈している者」「重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者」等が定められている。
また、各ワクチンの添付文書においては、「明らかに免疫機能に異常のある疾患を有する者及び免疫抑制をきたす治療を受けている者」等が接種不適当者とされているほか、「心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害等の基礎疾患を有する者」等が接種要注意者とされ、接種適否の判断を慎重に行うこととされている。
- このため、免疫機能の異常など、長期にわたる重篤な疾患等により接種を受けられなかった場合、政令で規定する対象年齢を超えてしまうと、定期の予防接種を受けられないこととなる。
- 長期にわたる疾患から回復した子の保護者等から、このような場合にも、定期接種を受ける機会を確保してほしいとの要望がある。

対応案

参考資料 第22回 予防接種部会資料

- 免疫機能の異常など、長期にわたる重篤な疾患等により定期接種を受けられなかった者が、当該事由が消滅した後速やかに接種するときは、政令の接種対象年齢を超えていても、定期接種として実施できるよう、特例措置の規定を設ける。
- このような規定を設ける場合の具体的な取扱い
 - － 定期接種の全ての予防接種を対象とする。
 - － 対象者としては、長期にわたり接種不相当者であった者及び、長期にわたり接種要注意者に該当し医師の判断により接種ができなかった者を対象とする。
 - － このような取り扱いは、当該事由が消滅した後速やかに接種した場合に限られることや、接種の是非は接種時に個別に判断できることから、制度上は年齢の上限を設定しない。

(参考: 急性疾患等のために定期接種が受けられなかった場合の対応)

2回以上接種が必要な予防接種(ジフテリア・百日せき・破傷風、日本脳炎)については、予防接種法施行規則に規定する接種間隔をおいている間に、明らかな発熱を呈していること又は急性の疾患にかかっていることにより予防接種を受けることが適当でないとされた者については、当該者が、当該事由が消滅した後速やかに定期の予防接種期間内に接種したときは、予防接種法実施規則に規定する間隔をおいたものとみなすという特例措置が設けられている。(予防接種法実施規則第9条第6項、第15条第3項)

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

第5975号

報 官

平成25年1月30日 水曜日

目次

〔政 令〕

- 河川法施行令の一部を改正する政令（一七）
- 予防接種法施行令の一部を改正する政令（一八）
- 薬事法施行令の一部を改正する政令（一九）
- 麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令（二〇）
- 国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令等の一部を改正する政令（二一）
- 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（二二）
- 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令第一条第一号イからハまでに規定する厚生労働省令で定める割合を定める省令（同七）

〔告 示〕

- 端末設備であつて電波を使用するもののうち、利用者からの接続の請求を拒めないものを定める件の一部を改正する件（総務二六）
- 戸籍法第百十八条第一項の規定による指定に関する件（法務四一）
- 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項の下欄第十一号ただし書の規定に基づき、同号本文を適用しない技能実習を定める件の一部を改正する件（同四二）
- 日本国に帰化を許可する件（同四三）
- 国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバン関係者等を指定する件の一部を改正する件（外務三一）
- 返納を命じた旅券を無効とする件（同三二）
- 学校給食実施基準の一部を改正する件（文部科学一〇）
- 夜間学校給食実施基準の一部を改正する件（同一一）
- 特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食実施基準の一部を改正する件（同一二）
- 史跡の管理団体を指定する件（文化庁一）
- 名勝の管理団体を指定する件（同二）

○名勝及び天然記念物の管理団体を指定する件（同三）

○天然記念物の管理団体を指定する件（同四）

○保安林の指定を解除する件（農林水産四二二）

○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（国土交通七六）

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣 国家公安委員会 警察庁 法務省

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

官庁事項

庶野地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更の公表について（農林水産省）

通 運

海事補佐人の登録（海難審判所）

〔公 告〕

諸 事 項

官庁

押収物還付、有権者申出方、国営平川二期土地改良事業計画、基本測量関係事項関係

裁判所

相続、失踪、除権決定、破産、特別清算、会社更生、再生関係会社その他

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。

政 令

河川法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十五年一月三十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第十七号

河川法施行令の一部を改正する政令

内閣は、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第九条第二項及び第三十六条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号イ中「発電の」を「出力が最大千キロワット以上の発電の」に改め、同号イただし書中「次に掲げる水利使用であつて」を削り、「もの」を「当該発電以外のためにする水利使用の」に改め、同号イ（イ）から（四）までを削り、同号に次のように加える。

ホ イからニまでに掲げる水利使用であつて法第二十三条の許可を受けたものために取水した流水のみを利用する発電のためにするもの

第二十条の二第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同条第五号とし、同条中第三号を第四号とし、第一号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 出力が最大二千キロワット以上の発電のためにするもの。ただし、当該発電が、法第二十三条の許可を受けた当該発電以外のためにする水利使用のために取水した流水のみを利用するものである場合を除く。

附 則

この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。

国土交通大臣 太田 昭宏
内閣総理大臣 安倍 晋三

予防接種法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十五年一月三十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第十八号

予防接種法施行令の一部を改正する政令

内閣は、予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

予防接種法施行令（昭和二十三年政令第九十七号）の一部を次のように改正する。

第一条の二に次の一項を加える。

3 第一項の表の上欄に掲げる疾病（インフルエンザを除く。以下この項において「特定疾病」という。）についてそれぞれ同表の下欄に掲げる定期の予防接種の対象者であつた者（当該特定疾病にかかつていない者又はかつたことのある者その他厚生労働省令で定める者を除く。）であつて、当該定

期の予防接種の対象者であつた間に、長期にわたり療養を必要とする疾病で厚生労働省令で定めるものにかつたことその他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより当該特定疾病に係る法第三条第一項に規定する予防接種を受けることができなかったと認められるものについては、当該特別の事情がなくなった日から起算して二年を経過する日までの間（厚生労働省令で定める特定疾病にあつては、厚生労働省令で定める年齢に達するまでの間）に於ける場合に限り、当該特定疾病に係る同項の政令で定める者とする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣 田村 憲久
内閣総理大臣 安倍 晋三

薬事法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十五年一月三十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第十九号

薬事法施行令の一部を改正する政令

内閣は、薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十三条第三項及び第八十二条の規定に基づき、この政令を制定する。

薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号）の一部を次のように改正する。

第六十条の見出しを「（検定合格証明書）」に改め、同条中「所要数の検定合格証紙を」を「出願者の氏名及び住所その他の厚生労働省令で定める事項を記載した検定合格証明書を都道府県知事に」に改め、同条に次の一項を加える。

2 都道府県知事は、前項の規定により検定の結果の通知を受けたときは、これを出願者に通知し、かつ、検定合格証明書の送付を受けたときは、これを出願者に交付しなければならない。

第六十一条を次のように改める。

（検定に合格した医薬品等に係る表示）
第六十一条 出願者は、前条第二項の規定により検定合格証明書の交付を受けたときは、検定に合格した医薬品又は医療機器を取付けた容器又は被包に、厚生労働省令で定めるところにより、検定に合格した旨その他の厚生労働省令で定める事項の表示を付さなければならない。ただし、当該医薬品又は医療機器が緊急に使用される必要があるため当該医薬品又は医療機器を取付けた容器又は被包に当該表示を付すいとまがないと認められるものとして厚生労働大臣の指定するものである場合その他厚生労働省令で定める場合は、この限りでない。

2 都道府県知事は、薬事監視員に前項の規定による表示が付されていることを確認させなければならない。

第八十一条第一項中「第六十一条まで」を「第六十条まで、第六十一条第二項」に改める。

附 則

（施行期日）
第一条 この政令は、平成二十五年七月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この政令の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの政令による改正前の薬事法施行令第五十八条の規定によりされた申請及び次条の規定によりされた申請に係る医薬品又は医療機器の検定については、この政令による改正後の薬事法施行令（以下「新令」という。）第六十条及び第六十一条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

盤整備機構、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備
支援機構、独立行政法人電子航法研究所、独立行政法人統計センター、独立行政法人都市再生機
構、独立行政法人土木研究所、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本学生支援機構、
独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人日本高
速道路保有・債務返済機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本貿易振
興機構、独立行政法人日本貿易保険、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整備機構、独立行政
法人農業環境技術研究所、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人農業・食品産業技術総合
研究機構、独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人福祉医療機構、独
立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総
合研究所、独立行政法人北方領土問題対策協会、独立行政法人水資源機構、独立行政法人郵便貯
金・簡易生命保険管理機構、独立行政法人理化学研究所、独立行政法人労働安全衛生総合研究所、
独立行政法人労働者健康福祉機構、独立行政法人労働政策研究・研修機構及び年金積立金管理運
用独立行政法人

二 日本私立学校振興・共済事業団
三 沖縄振興開発金融公庫
四 株式会社国際協力銀行及び株式会社日本政策金融公庫
五 日本中央競馬会及び日本年金機構

附 則

1 この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。
(施行期日)
2 国立大学法人法施行令の一部改正
(国立大学法人法施行令の一部改正)
第三十二条第二項の表国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する
法律(平成十九年法律第五十六号)第一条、第二条第二項及び第三項、第三条、第五十条第一項及び
第二項、同条第四項及び第五項(これらの規定を同条第七項において準用する場合を含む)、第六
条、第八条から第十条まで、第十二条並びに第十三条並びに附則第三項及び第四項の項の次に次
のように加える。

国等による障害者就業施設等からの物品等の調達 の推進等に関する法律(平成二十四年法律第五 十号)第一条、第二条第五項、第三条、第五十 項及び第二項、同条第三項(同条第五項におい て準用する場合を含む)、第八条第一項、第三項 及び第四項、第七項、第八条並びに第十條	同法第二条第五項の政令で定める独立行政 法人
--	---------------------------

3 (総合法律支援法施行令の一部改正)
総合法律支援法施行令(平成十八年政令第二十四号)の一部を次のように改正する。
第十九条第三項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。
四 国等による障害者就業施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(平成二十四年法律
第五十号)第一条、第二条第五項、第三条、第五十条第一項及び第二項、同条第三項(同条第五
項において準用する場合を含む)、第六条第一項、第三項及び第四項、第七項、第八条並びに
第十條、同法第二条第五項の政令で定める独立行政法人

法務大臣 谷垣 禎一
文部科学大臣 下村 博文
厚生労働大臣 田村 憲久
内閣総理大臣 安倍 晋三

省 令

〇厚生労働省令第六号
予防接種法施行令(昭和二十三年政令第九十
七号)第一条の二第一項及び第三項の規定に基づ
き、予防接種法施行規則の一部を改正する省令を
次のように定める。
平成二十五年一月三十日

厚生労働大臣 田村 憲久
予防接種法施行規則の一部を改正する省令
予防接種法施行規則(昭和二十三年厚生省令第
三十八号)の一部を次のように改正する。
第二条中「本文」の下に「及び第三項を加え、
同条第五号中「急性灰白髄炎」を削る。
第三条の三を第二条の六とし、第二条の二の次
に次の三項を加える。

第二条の三 令第一条の二第三項に規定する厚生
労働省令で定めるものは、次の各号に掲げるも
のとする。
一 重症複合免疫不全症、無ガンマグロブリン
血症その他免疫の機能に支障を生じさせる重
篤な疾病
二 白血病、再生不良性貧血、重症筋無力症、
若年性関節リウマチ、全身性エリテマトーデ
ス、潰瘍性大腸炎、ネフローゼ症候群その他
免疫の機能を抑制する治療を必要とする重篤
な疾病
三 その他のこれらに準ずると認められるもの
第四条 令第一条の二第三項に規定する厚生
労働省令で定める特別の事情は、次のとおりと
する。

一 前条に規定する疾病にかかったこと(これ
によりやむを得ず定期の予防接種(法第七条
の二第一項に規定する定期の予防接種をい
う。以下同じ。)を受けることができなかった
場合に限る。)

二 臓器の移植術(臓器の移植に関する法律(平
成九年法律第四号)第一条に規定する移植
術をいう。)を受けた後、免疫の機能を抑制す
る治療を受けたこと(これによりやむを得ず
定期の予防接種を受けることができなかった
場合に限る。)
三 前二号に掲げるもののほか、医学的知見に
基づきこれらに準ずると認められるもの
第二条の五 令第一条の二第三項に規定する厚生
労働省令で定める特定疾病は、ジフテリア、百
日せき、急性灰白髄炎、破傷風及び結核とし、
同項に規定する厚生労働省令で定める年齢は、
次の表の上欄に掲げる特定疾病ごとに、それぞ
れ同表の下欄に掲げる年齢とする。

特定疾病	年 齢
ジフテリア	十五歳(予防接種法実施規 則(昭和三十三年厚生省令 第二十号)第九号及び第十 号の規定により沈降凝集 百日せきジフテリア破傷 風不活化ポリオ混合ワクチン (以下この表において「四 種混合ワクチン」という。) を使用する場合に限る。)
百日せき	十五歳(予防接種法実施規 則(昭和三十三年厚生省令 第二十号)第九号及び第十 号の規定により四種混合ワクチン を使用する場合に限る。)
急性灰白髄炎	十五歳(予防接種法実施規 則(昭和三十三年厚生省令 第二十号)第九号及び第十 号の規定により四種混合ワクチン を使用する場合に限る。)
破傷風	十五歳(予防接種法実施規 則(昭和三十三年厚生省令 第二十号)第九号及び第十 号の規定により四種混合ワクチン を使用する場合に限る。)
結核	四歳

附 則
この省令は、公布の日から施行する。